宇美町パトロール実施報告書

令和07年10月09日AM9:30出発　走行距離8km

パトロール実施個所　宇美町役場出発
①宇美二丁目　小林酒造横⇒②下宇美　おかべ小児科横⇒
③上宇美　中央公民館前⇒④障子岳　浄水場横⇒
⑤貴船一丁目　ちびっこ運動広場横⇒⑥宇美五丁目　役場裏

会社名	救命講習修了証
(株)田中正	第215367号
(株)T・P・T	
(株)道隈建設	
事務局	第43-013号
合計	3社

車両写真

①宇美二丁目　小林酒造横

危険個所詳細

草木多い

②下宇美　おかべ小児科横

危険個所詳細

草木多い

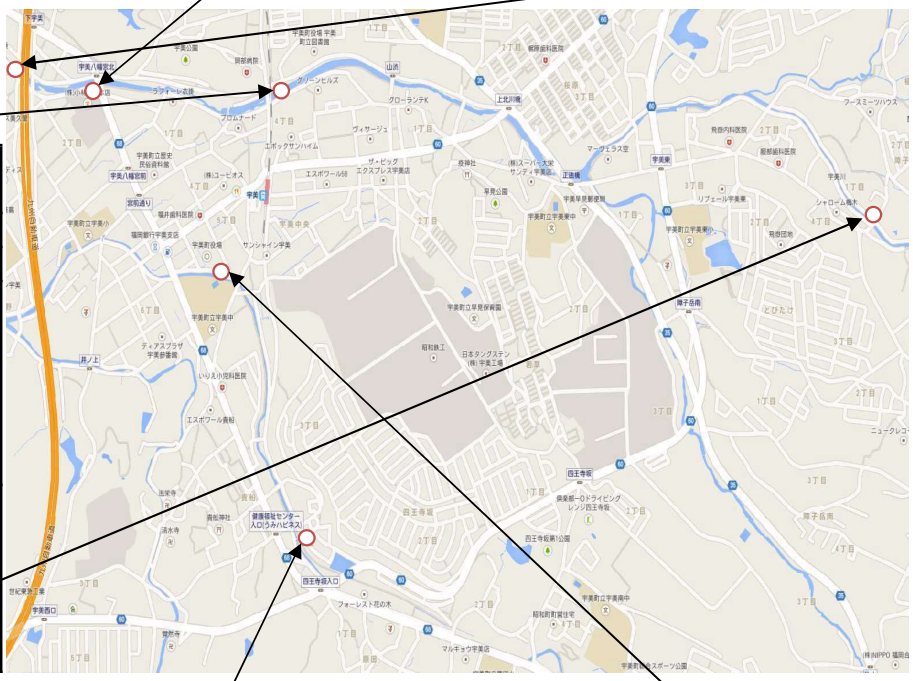

③上宇美　中央公民館前

危険個所詳細

草木多い

④障子岳　浄水場横

危険個所詳細

草木多い

⑤貴船一丁目　ちびっこ運動広場横

危険個所詳細

草木多い

⑥宇美五丁目　役場裏

危険個所詳細

特になし

無

様式第3号（第3条関係）

都市公園使用・占用許可書

7宇環第７０１号
令和７年９月１１日

申請者
住所　福岡市中央区那の川二丁目7番2-504号
氏名　一般社団法人　２１・建設クラブ・福岡
経営運営最高責任者　山中　好雄　殿

宇美町長　安　川　茂　伸

宇美町都市公園条例施行規則第3条の規定に基づき、申請のあった都市公園の使用・占用について、下記のとおり許可する。

記

使用・占用の目的	宇美町防災パトロールに係る活動のため
使用・占用の期間	令和７年１０月　２日　令和７年１０月　９日 令和７年１０月１６日　令和７年１０月２３日 令和７年１０月３０日　令和７年１１月　６日 令和７年１１月１３日　令和７年１１月２０日 令和７年１１月２７日 ９日間 ９時３０分　から　１０時３０分　まで　１時間
公園名	ちびっこ運動広場
使用・占用の内容	駐車場部分　４００㎡
使用・占用料	宇美町都市公園条例施行規則第１２条第３号の規定により免除
許可の条件	上記使用・占用に起因する諸問題については、申請者において措置すること。 また、用地の確保については、使用・占用の期間の範囲内で使用者が行うこと。

※　設置物件等が電柱等である場合において、複数本のものを集約して許可するときは、公園名の欄は「●●公園他●公園」等と記入し、公園名等の一覧表を添付すること。